

会社・お店の  
<福利厚生>は  
『ゆとりと共済』に  
ゆとりと共済事務局  
TEL 06-4309-2315



# 労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部  
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

## 1 ◆大阪労働局からのお知らせ◆

『事業主の皆さま、労働保険の成立手続きはお済みですか？』

～労働者を一人でも雇用していれば、労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」の総称で、政府が管掌する強制保険制度です。

☆お問い合わせ☆ **労働保険** →労働基準監督署へ **雇用保険** →ハローワーク(公共職業安定所)へ

◎大阪労働局のホームページ⇒ <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

- ・大阪労働局 労働保険適用・事務組合課 06-4790-6340
- ・雇用保険課 06-4790-6320 ・ハローワーク布施 06-6782-4221

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひとりでも  
働く職場に  
労働保険

事業主のあたりまえ川柳

— 守る責任。加入する義務。 —

# 労働保険

**労災保険** + **雇用保険**

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤・パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

事業主のあたりまえ川柳  
公開中!

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> **労働保険 特設サイト** または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



# 第19回『はたらく・くらすフォーラム』開催のお知らせ

「はたらく・くらすフォーラム」は、地域において障害に対する理解や認識を深め、誰もが働き暮らしやすい社会を目指すことを目的とした啓発事業です。今回のフォーラムでは、積極的に障害者雇用に取り組んでおられる企業や実際に働いておられる方から、取り組みや事例、体験談をご紹介します。障害をもつ方自身が働くイメージを持てるように周囲はどのようにサポートすればよいのか、企業と支援機関はどのように障害者雇用を支え合っているのかをお伝えします。皆様のご参加をお待ちしております。

**日時** 2024年12月3日(火)10:00～15:30(9:30～受付) **参加費** 無料(手話通訳あり)

**会場** クリエイターズプラザ(東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館3階)

## 第1部 「障害者就職面接会」 10:00～13:00(9:30～受付/12:00 受付終了) 会場のみ

- 求人企業の面接担当者が一堂に集まって面接を行います。 ●希望する企業分の応募書類をお持ちください。
- 求人企業への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※面接会希望の求職者の方は、**事前に最寄りのハローワーク**で求職登録の上、お申込みください。

詳しくはお問い合わせください ☎ [TEL 06-6782-4221\(43#\)](tel:06-6782-4221) (ハローワーク布施専門援助部門)

## 第2部 「講演会」 13:30～15:30(13:00～受付) 会場 WEB

第2部については、**来場またはWEBのいずれかから当日の参加方法を選択し、事前にお申し込みください。**

### ① 「レックス工業株式会社～障害者雇用80年の歴史～」

レックス工業株式会社は、2025年に100周年を迎える、都市のライフラインを守る配管機器総合メーカー。障害者雇用においては約80年前から取り組み、2020年には「もにす認定制度(障害者雇用に関する優良な中小企業に対する認定制度)」で、大阪府で初めて「もにす認定事業主」となりました。

### ② 「就労中の方々の体験談」

## ↓ 《 はたらく・くらすフォーラム 第2部「講演会」事前参加申込書 》 ↓

東大阪市障害者就業・生活支援センターJ-WATまで、FAXもしくは電話にてお申し込みください。

**FAX 072-975-5718**

**TEL 072-975-5711**



(申込先着順:定員120名) FAXからお申し込みの方は下記にご記入の上お送りください。

※J-WATのホームページからも申込可⇒⇒⇒ <http://www.hsj.or.jp>

※来場・WEBのいずれかから選択してください。

※講師へのご質問がある方は申込み欄へ記入してください。

※WEBでの参加希望の方はメールアドレスを記載してください。後日参加用URL等をお送りします。

申し込みはこちらから!

所属名			電話	
当日参加方法	来場 / WEB	メールアドレス	(WEB参加希望者のみ記入)	
お名前		参加予定人数		名
ご質問				

※ご記入いただいた個人情報は、安全かつ適切に管理し当フォーラムの登録手続き及びご本人への連絡にのみに使用します。

# 仕事と家庭の両立を!

～育児や介護、不妊治療などを行う従業員が安心して仕事を続けられるよう、休業制度や業務代替体制を整えるときに利用できる「両立支援助成金」を活用しませんか。～

## ◆ 仕事と家庭の両立を推進する助成制度をご紹介します。

### ① 両立支援等助成金とは

- ・ 男性の育児休業取得を促進する「**出生時両立支援コース**」
- ・ 介護をする労働者が働き続けられる環境整備を支援する「**介護離職防止支援コース**」
- ・ 育児休業の取得や復帰を支援する「**育児休業等支援コース**」
- ・ 育児期の柔軟な働き方に関する制度を複数導入する場合の「**柔軟な働き方選択制度等支援コース**」
- ・ 不妊治療を受ける労働者の職場環境を整える場合の「**不妊治療両立支援コース**」
- ・ 令和6年から始まった「**育休中等業務代替支援コース**」など6つのコースがあります。

### ② 「出生時両立支援コース」とは

- ◎ **男性労働者が育児休業を取得しやすいよう**、社内に育児休業の相談窓口の設置や育児休業取得促進に関する方針の周知など**雇用環境整備**を行い、**育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主が【第1種】**の対象となります。(中小企業事業主のみ対象)  
育休取得者1人目は**20万円**が、2人目・3人目は**10万円**が支給されます。
- ◎ さらに【**第2種**】として、**男性労働者の育児休業取得率アップ**で助成金が増額されます。対象となるのは、第1種助成金の申請をした事業年度から3年以内に**男性の育児休業取得率が30ポイント以上アップ**した場合は**最大60万円**、または第1種(1人目)を申請した事業年度内に配偶者が出産した男性労働者が5人未満かつ育休取得率が70%以上の場合などに**20～40万円増額**されます。
- ※育休取得率＝育休を取得した男性労働者の数 ÷ 配偶者が出産した男性労働者の数

### ③ 新設された「育休中等業務代替支援コース」とは

- ◎ 育児休業取得者の業務代替要員を新規雇用(派遣受入れを含む)する場合や、短時間勤務制度を利用している労働者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給する事業主が対象となります。(中小企業事業主のみ対象)
- ◎ 助成の一例として、
  - ・ **育児休業取得者の代替要員を新規雇用**する場合、**最大67.5万円**
  - ・ **業務を代替する周囲の労働者へ**の手当を支給する場合、**最大125万円**
  - ・ **短時間勤務制度利用者**の業務を代替する労働者へ**の手当を支給**する場合、**最大110万円**が支給されます。

### ④ その他の「支援コース」について

- ◎ その他の「支援コース」については、厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

各申請書もダウンロードできるよ

**こちら** 

